

京都の文化財

第三十三集

京都府教育委員会

京都の文化財

第三十三集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、平成二十三年一月に策定した「京都府教育振興プラン―つながり、創る、京の知恵―」において、歴史と文化にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人の育成を進めており、京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を主要な施策の一つとして推進しています。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会において、ますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第三十三集は、「お茶の京都」の文化的景観を守る上で有効な南山城村の宇治茶生産景観をはじめ、平成二十六年度に本府が三十三回目の指定・登録等を行いました文化財を紹介したものです。この冊子の刊行に当たり、御協力をいただいた各文化財所有者、関係機関の皆様に感謝申し上げますとともに、本冊子が府の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成二十七年十一月

京都府教育委員会

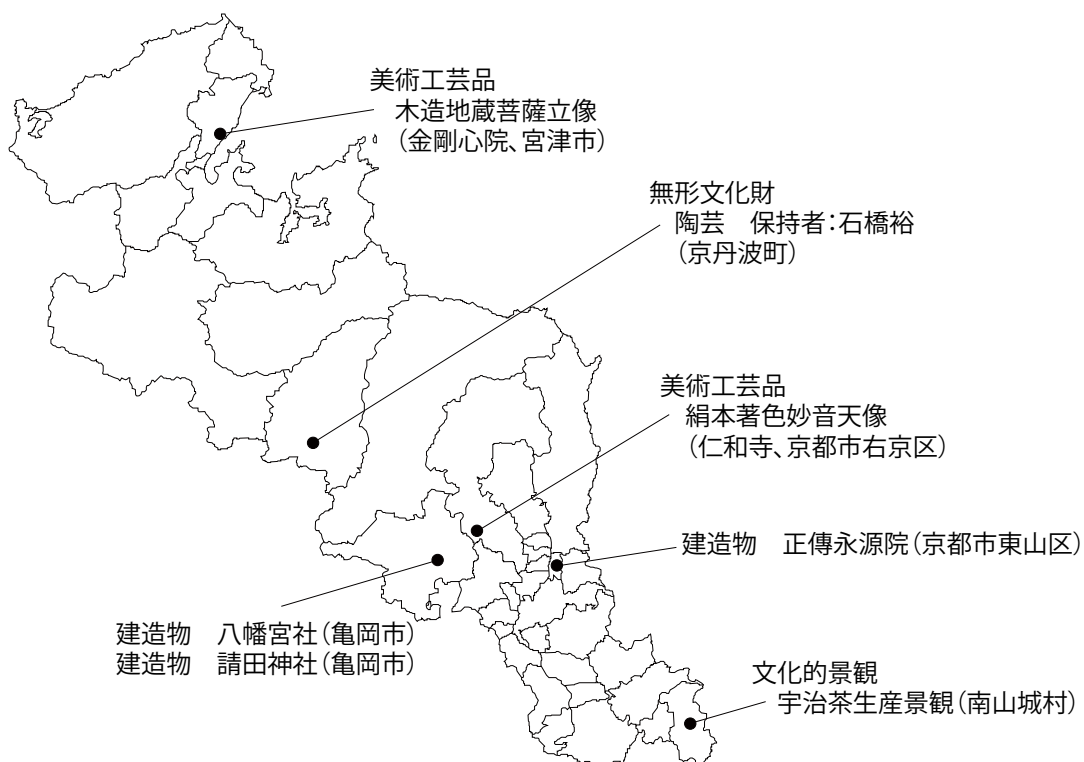
教育長 小田垣 勉

凡例

- 一、本図録には、第三十三回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数（指定・登録の別）
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者を明記した。

これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。

<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai>



目次

序文	
凡例	
有形文化財	
建造物	
正傳永源院 本堂	京都市東山区 1
八幡宮社 本殿	亀岡市 6
鐘楼	
請田神社 頓宮	亀岡市 10
美術工芸品	
絵画	
絹本着色妙音天像	京都市右京区 13
彫刻	
木造地藏菩薩立像	宮津市 18
無形文化財	
陶芸 石橋裕	京丹波町 25
文化的景観	
南山城村の宇治茶生産景観―山なりの茶畑と山裾の農家	
南山城村	29
京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・	
選定保存技術及び文化的景観件数一覧	35

建造物

正傳永源院

一棟（指定）

京都市東山区大和大路通四条下ル四丁目小松町

宗教法人 正傳永源院

本堂 一棟（指定）

附 中門 一棟

構造形式

本堂 桁行十七・〇メートル、梁行十二・〇メートル、

一重、入母屋造、背面突出部附属、棧瓦葺

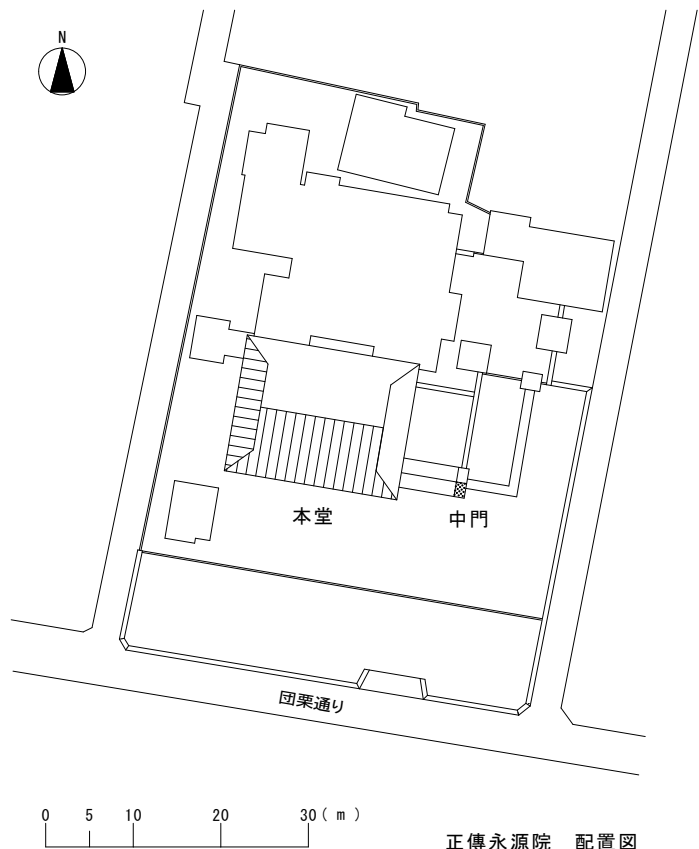
中門 一間一戸向唐門、銅板葺

建立年代

本堂 寛永十年（一六三三）「潦水集」

正傳永源院は臨済宗建仁寺派に属し、本山の北に位置する。明治六年、上知令により堂宇を残して廃寺となっていた旧永源菴の地に正傳院が移り、同三十五年に細川侯爵により永源菴の寺名を復活させ、以降「正傳永源院」と称する。

正傳院は、蘭溪道隆（大覚禪師）の法嗣である、中国僧義翁紹仁（一一二七―八二）を開山とする。義翁は寛元四年（一二四六）、師に随伴して来朝し、鎌倉建長寺第四世の住持を経て、弘長元年（一二六一）建仁寺第十二世の住持となり、晩年正傳院を開創した。



正傳院の寺地は現在の花見小路の東方、弥栄会館の北方に位置していた。その後荒廃するが、元和四年（一六一八）に織田有楽斎により再興された。茶室如庵（国宝、現在は愛知県犬山市に移築）はこの時期に完成されたと考えられる。有楽斎没後は孫三五郎長好が跡を継ぎ、没後は芝村、柳本両藩によって維持され幕末まで続いた。

永源菴は、貞和元年（一二四五）、無涯仁浩（一二九四―一三五九、建仁寺第三十九世）を開山とし、寺地ははじめ清水坂鷲峯下に構えた。観応二年（一二五一）、備後守護であった細川頼有と無涯との師檀関係ができ、以後細川家の庇護が明治期まで続いた。応安五年（一三七二）に建仁寺塔頭に列せられ、応永七年（一四〇〇）

二畳、位牌室、物入、三畳の小部屋が並ぶ。当初の平面は仏間背面側の小室と、後列西室のトコ、違棚、付書院はなく、座敷飾のない形式として復原される。

軸部は、柱は面取角柱で、床下部は足固貫で固められる。広縁柱間は、柱上に桁を置いて軒を受ける。広縁入側筋は、内法長押、飛貫、天井長押で固め、敷桁を受ける。西面側通り及び背面通りでは、内法長押、飛貫で固め、柱上に舟肘木、桁を置き、軒を受ける。前三室は、各室内法長押を廻し、三室通しで、飛貫、蟻壁長押を廻す。室中正面中央及び仏間境中央は、飛貫が一段上がる。後室東室及び西室は内法長押、蟻壁長押を廻す。仏間は、前寄りには内法長押を取り付ける。仏間中央丸柱間は虹梁、頭貫で繋ぎ、柱上に台輪を置き、実肘木付枅肘木が天井廻縁を受ける。

軒は一軒疎垂木、妻飾は木連格子とする。床は広縁、縁、仏間を拭板敷とし、他は畳敷とする。天井は広縁が鏡天井、前列は三室通しの猿頬天井とする。後列東室及び西室は猿頬天井、その他は竿縁天井とする。柱間装置は室中正面中央に双折棧唐戸、内四枚腰高障子、側廻りは片面舞良戸襖二枚建て、内腰高障子とする。室境は襖四枚建てで、室中廻りの襖は正傳院の客殿のものと伝えられ、金地濃彩画は狩野山楽（一五五九―一六三五）の作と考えられている。

本堂は、建仁寺塔頭本堂において、建立年代としては久昌院本堂（慶長十五年（一六一〇））に次ぐものであるが、当初材を良く残し、当初形式を良く伝えるものである。また京都府内に残る寛永期以前に遡る六間取方丈建築の中で、当初において座敷飾を持たない例としては、竜吟庵方丈（国宝、嘉慶元年（一三八七））、龍源院本堂（重要文化財、永正十四年（一五一七）頃）、瑞峯院本堂（重要文化財、



本堂 全景



本堂 室中



本堂 後列西室



本堂 南広縁



本堂 小屋組



本堂 内陣

天文二十一年―弘治三年（一五五二―一五七）などがあり、十六世紀以前のものが占めるが、当堂は十七世紀に入るものとして重要である。

中門は一間一戸向唐門、銅板葺で、本堂東側に渡廊下を隔てて東面して建つ。軸部は礎石上に礎盤を置き、上下粽付きの丸柱を建てる。現状では控柱を欠き、西面は渡廊下と接する。丸柱間は地覆、飛貫で固め、柱上の大斗に繫虹梁を架け渡し、虹梁中央に大瓶束を置き、大斗、実肘木が化粧棟木を受ける。軒は一軒疎垂木、柱間には両開きの板戸を設ける。中門は玄関廊のない形式で、建仁寺山内においては他に例を見ない構成である。

正傳永源院本堂は、建仁寺山内において江戸時代前期に遡る塔頭方丈建築として貴重である。京都府内の六間取方丈建築の中で、当初において座敷飾りを持たない例は少なく、それらは十六世紀以前のものが占める。当堂は十七世紀に入るものとして、方丈建築の発展過程を考察する上で重要で、学術的価値がある。また、当堂は建仁寺山内の寺地が大きく変容する中で、寺名を変えながらも存続してきた一事例を示し、歴史的価値が高い。

（竹下弘展）



中門 背面



中門 全景

八幡宮社

二棟(指定)

亀岡市保津町宮ノ上
宗教法人 八幡宮社

本殿 一棟(指定)
鐘楼 一棟(指定)
附 鳥居 一基

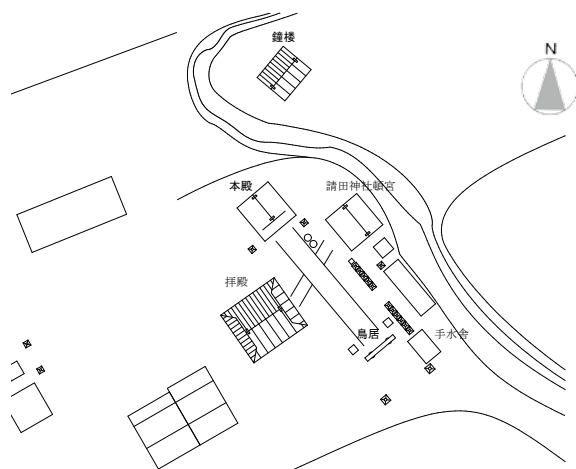
構造形式

本殿 一間社春日造、銅板葺
鐘楼 桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺
鳥居 石造明神鳥居

建立年代

本殿 寛永十三年(一六三六)「南桑田郡誌」
鐘楼 寛延元年—宝暦三年(一七四八—五三)「社蔵文書」

八幡宮社は保津集落の西南部に位置し、北側には西国三十三所巡礼道がある。境内地は、永禄年間(一五五八—七〇)に焼失した請田神社が遷座した地であり、寛永年間(一六二四—四四)に請田神社が旧地に復座した後に、八幡宮社及び別当寺院和光院が創建されたと伝わる。『桑下漫録』によると、八幡宮社の御神体は、寛永年間の丹波大洪水の際、桑田郡細川村(現京都市右京区京北町)よ



配置図

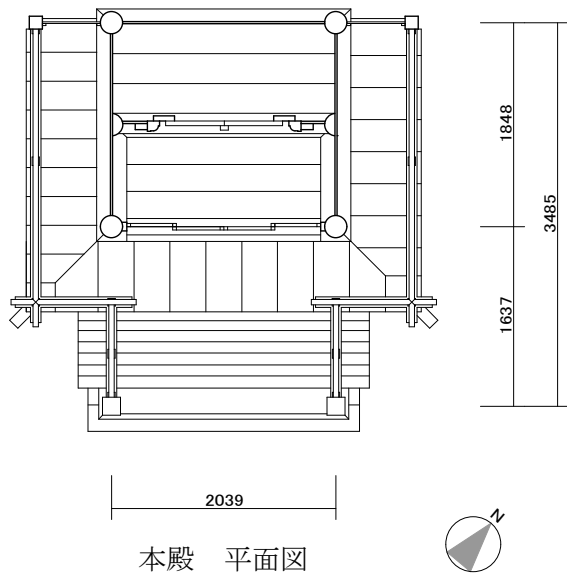


八幡宮社境内 全景

り流れ寄ったもので、村上三右衛門が本殿を設けて、祀ったとされる。また、請田神社の神職は寛永十三年(一六三六)から八幡宮社の社掌を兼務したとされる。さらに、寛永十三年十月付で、亀山藩主菅沼定芳より両社別当寺院神護院宛に送られた寄進状が残される。以上により、八幡宮社の創建時期は寛永十三年頃であり、別当寺院和光院も同時期に創建されたと考えられる。また、『南桑田郡誌』によると、社殿に寛永十三年付の墨書があったとされており、本殿は寛永十三年に建立されたと推定される。旧保津村では、境内建造物などに関する文書が複数作成されており、八幡宮社及び請田神社頓宮、和光院の堂宇の変遷が分かる。『五苗財団文書』によると、寛延元年(一七四八)と宝暦三年(一七五三)の間に、境内建造物の屋根葺材の変更など普請が行われている。また、拝殿棟札に

よると、宝暦二年（一七五二）に拝殿が建立されたが、文政十三年（一八三〇）七月二日の地震により倒壊し、天保二年（一八三二）に再建された。天保十二年（一八四一）の境内絵図には、八幡宮社本殿のほかには和光院の鐘楼と堂が描かれるが、和光院は幕末には廃寺になったと伝わる。現存する拝殿は、明治四年（一八七一）に廃寺となった神護院の廃材を用いて再建されたと伝えられ、八幡宮社本殿の絵様を模した虹梁絵様は、明治期における近世の復古的な作風である。

境内は南東に向かい、参道入り口に石鳥居を建てる。本殿は鳥居正面に建ち、直線に参道が延びる。参道を挟んで、本殿の南東側に請田神社頓宮が、南西側に拝殿が建ち、本殿は南東に向けるのに対し、頓宮は南西に向ける。本殿北側の丘上に、旧和光院の鐘楼が建つ。八幡宮社本殿と請田神社頓宮の正面には火床が二つ並ぶ。



本殿 全景

本殿は一間社春日造、銅板葺で、応神天皇（ほむたわけのみこと菅田別命）を祀る。

身舎は方一間で、内部に両開板戸を設けて内陣と外陣に画す。板戸内面には紅白の牡丹が描かれる。内部の床は内陣・外陣ともに拭板敷、天井は鏡天井とする。外部は正面及び両側面の三方に切目縁と刎高欄を廻し、脇障子を建てる。身舎前面は庇とし、木階七級を構え、浜床を設ける。柱礎石は切石を据え、切石の縁束石を延石で繋ぎ、基礎とする。身舎軸部は丸柱を建て、庇軸部は几帳面取の角柱を建てる。地長押、切目長押、腰長押、内法長押で軸部を固め、柱頭を頭貫で繋ぐ。庇柱間に水引虹梁を架け、身舎柱と庇柱上の組物間を海老虹梁で繋ぐ。中備は、身舎正面に牡丹の彫刻を施した本幕股を用い、背面には蓑束を置く。庇水引虹梁上には、鳩と椿の彫刻を施した本幕股を置く。軒は身舎を二軒繁垂木とし、身舎と庇の間に障泥板を入れ、庇は打越垂木を地垂木とした二軒繁垂木とする。妻飾は正面に豕叉首、背面に虹梁大瓶束を用いる。柱間装置は、身舎正面に引違いの菱格子戸四枚を設けて、両側面及び背面は横嵌板とする。風蝕が大きい、建物全体に彩色塗装が施されており、内部や軒下の部材などは保存状態が良い。本殿は、一間社春日造であるという点と全体に彩色が施されるという点において、南丹地域では類例が少ない。各部材は当初材がよく残り、均整がとれている。亀岡市内における江戸時代前期の社殿建築として貴重である。

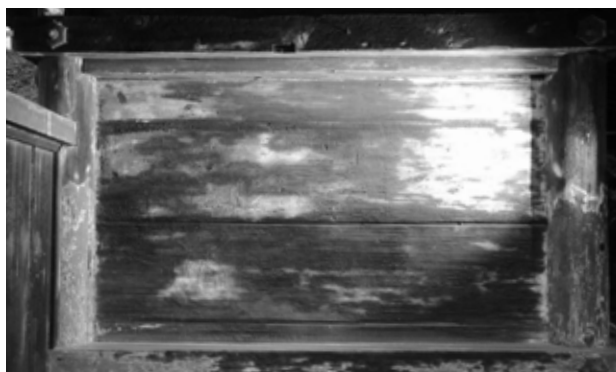
鐘楼は桁行一間、梁行一間、切妻造、本瓦葺である。基礎は切石で周囲を囲んだ基壇上に、切石礎石、礎盤を置く。柱間は吹き放しとする。柱は礎盤上に内転びに建ち、腰貫、飛貫、頭貫で固める。組物は柱上に出三斗を組み、中備として四方の頭貫上に彫刻を施した本幕股を飾る。軒は二軒繁垂木とし、妻飾は大瓶束に波状の彫刻



本殿 身舎正面幕股



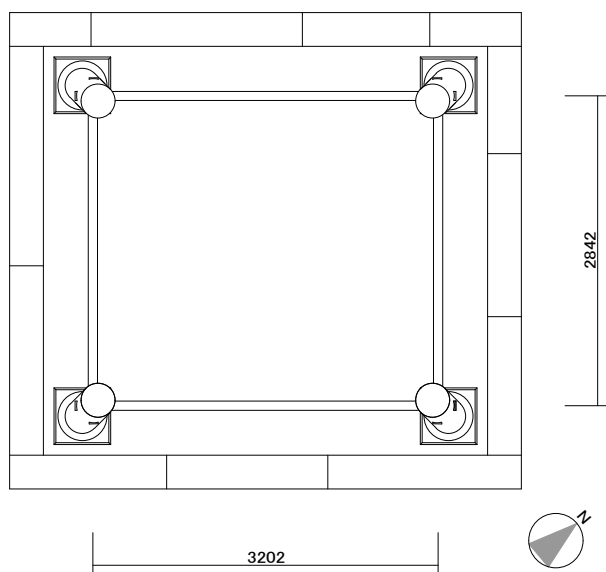
本殿 妻飾



本殿 身舎側面彩色痕



本殿 内外陣境



鐘楼 平面図



鐘楼 架構



鐘楼 全景

を施した笈形を付し、花肘木上に棟木を受ける。天井は化粧垂木とする。寛延元年付及び宝暦三年付の文書（『五苗財団文書』）によると、この間に屋根葺材が茅から瓦に変更されており、絵様などの細部様式からも、この間に鐘楼が建て替えられたと推定される。当初材が良く残り、彫刻など細部意匠に優れる。また、神社境内にある鐘楼として希少な例であり、歴史的、学術的に価値が高い。

鳥居は石造、明神鳥居である。柱の刻銘によると、旧保津村の有力者集団であった保津五苗の石川氏によって、貞享元年（一六八四）

三月に寄進されたことが分かる。建立年代の判明する鳥居として、亀岡市内では古例に属する。

以上のように、本殿は亀岡市内における江戸時代前期の建造物として貴重である。また、全体に彩色塗装が施された春日造社殿は、南丹地域において稀有であり、学術的に価値が高いとともに意匠面でも優れる。鐘楼は、近世の旧保津村における神社と別当寺院の関係の一樣相を知る上で、歴史的な価値が高い。

（柳晴子）

うけたじんしゃとんぐう
請田神社頓宮

一棟(指定)

亀岡市保津町宮ノ上
宗教法人 請田神社

構造形式 一間社流造、銅板葺

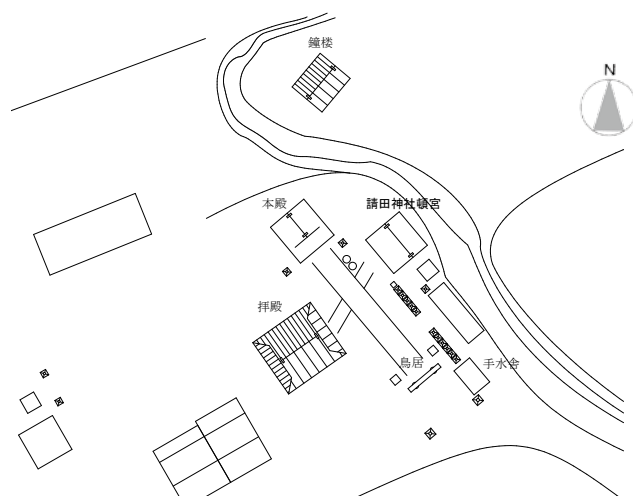
建立年代 十七世紀後期

請田神社は、和銅二年(七〇九)、丹波国守大神朝臣貊鷹が創建したと伝わる古社である。旧保津村(現亀岡市保津町)の氏神であり、保津峡の北岸に位置する。祭神は、大山咋命と市杵島姫命を祀る。おおよまぐいのみこと いちきしまひめのみこと

大山咋命は四方を山に囲まれた亀岡盆地開拓の祖神とされる。市杵島姫命は別名を中津島姫命なかつしまひめのみことといい、水の祭神として祀られている。

請田神社の初代神職として、桂安道が明応八年(一四九九)に就任し、その後、請田神社の神職は寛永十三年(一六三六)からは八幡宮社の社掌しやしやうを、さらに寛延年間(一七四八―五二)からは金比羅神社(保津町保津山)の神職も兼務するなど、旧保津村における信仰上の中心的な役割を果たしたと伝わる。

永正年間(一五〇四―二二)に、細川高国と細川澄元による丹波守護職の家督を巡る争いが起こり、以降、保津村では一世紀にわたる動乱の時期を迎えた。こうした中で、請田神社も兵火にかかり、一六世紀には社殿及び社蔵文書を焼失したと伝わる。焼失後は、北西の地(現八幡宮社境内)に遷座した後、寛永年間(一六二四―四四)に、旧地(現本社境内地)に社殿を再建し、復座したと伝わ



請田神社 配置図



請田神社頓宮(右)及び八幡宮社本殿(左)

る(『南桑田郡誌』)。寛永十三年(一六三六)以降、亀山藩主から請田神社及び別当寺院神護院宛に寄進状が送られている(『五苗財団文書』)。ことから、寛永十三年までには請田神社及び神護院が再興していたと推定される。

現在、請田神社本社境内には本殿、拝殿、稲荷社が建ち、正徳元年(一七一二)の銘のある石鳥居、石灯籠がある。『五苗財団文書』元文三年(一七三八)二月の裁許状によると、請田神社社殿が大破したために享保二十一年(一七三六)頃から普請が行われた。また、同文書寛延元年(一七四八)の覚書からは、請田神社境内に神護院の堂宇として二間四面、瓦葺の護摩堂があったことが分かる。神護院は明治四年(一八七二)頃に廃寺となり、堂宇の廃材を用いて八幡宮社境内に拝殿が再建されたと伝えられる。

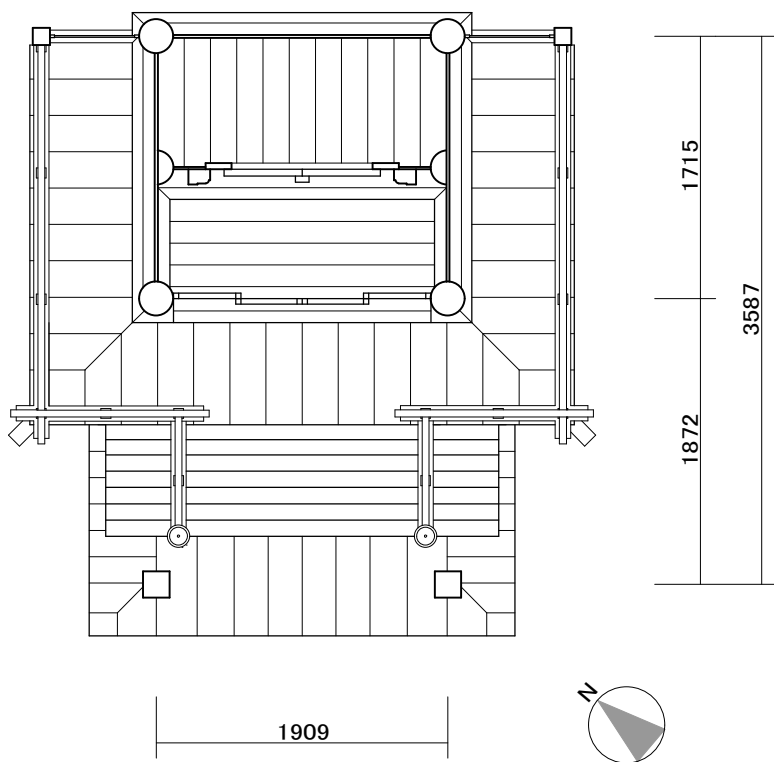


頓宮 全景

頓宮は、現在の八幡宮社境内東側に、南西に面して建つ。頓宮に向いて拝殿が建つが、この拝殿は八幡宮社本殿と頓宮の両社拝殿であり、頓宮とは軸線を外される。寛永年間に本社が旧地に復座した後も、旧保津村の中心地から離れていることなどから、縁故の地である八幡宮社境内に御旅所として頓宮が残されたと推定される。祭礼時には請田神社本殿と請田神社頓宮との間を行列が往来するなど、頓宮はこの地域における祭礼文化の要素の一つとなっている。

頓宮は一間社流造、銅板葺である。身舎は方一間で、内部は両開板戸を設けて内陣と外陣に画す。内部の床は内陣・外陣ともに拭板敷、天井は鏡天井とする。外部は正面及び両側面の三方に切目縁と刎高欄を廻し、脇障子を建てる。身舎前面は木階七級を構え、浜床を設ける。基壇は切石を据え、縁束石にも切石を置き、間を延石で繋ぐ。向拝は身舎より一段低い切石を組む。地長押、切目長押、腰長押、内法長押で軸部を固め、柱頭を頭貫で繋ぐ。身舎軸部は丸柱を建て、向拝軸部は几帳面取の角柱を建てる。向拝柱間は水引虹梁を架け、身舎柱と向拝柱上の組物間は海老虹梁で繋ぐ。中備は、身舎正面に虎と竹の彫刻を持ち彩色を施した本臺股を、側面に板臺股、背面に間斗束、向拝水引虹梁上に表側に唐獅子、裏側に牡丹の彫刻を持ち彩色を施した本臺股を置く。軒は二軒繁垂木で、正面は打越垂木を地垂木とした二軒繁垂木とする。妻飾は虹梁大瓶束を用いる。柱間装置は、身舎正面に引違いの菱格子戸四枚を設け、両側面及び背面は横嵌板とする。

頓宮は、様式等により八幡宮社本殿に遅れて十七世紀後期に建てられたと推定される。本社の再興後、御旅所として頓宮社殿が八幡宮社境内に建立されたことは、請田神社の歴史の変遷を示すとともに



頓宮 平面図

に、信仰の形態の一事例として歴史的、学術的に重要である。意匠面では、身舎各面の中備が変化に富み、身舎側面の墓股や水引虹梁木鼻など細部様式の独自性が高い。また、八幡宮社本殿と平面が類似するものの、屋根形式や彩色手法、木割などに異なった技法を用いており、社殿建築の造営技術の変遷を知る上で学術的にも価値が高い。

(柳晴子)



頓宮 身舎正面墓股



頓宮 妻飾



頓宮 向拝墓股



頓宮 向拝水引虹梁木鼻

美術工芸品

絹本著色妙音天像
けんぼんちゃくしよくみょうおんてんざう

一幅（絵画・指定）

京都市右京区御室大内三三三
宗教法人 仁和寺

法量 縦 七八・二横 四一・〇（単位センチメートル）

品質構造 絹本著色掛幅装 画絹一副一鋪



絹本著色妙音天像



絹目

図様

妙音天が四弦の琵琶を弾く姿で荷葉座に坐す姿を描き、画面上部に賛が書される。妙音天は髻を結い、宝冠をつける。髻髪が各二条両耳をわたり、各三条両肩にかかる。宝冠から冠繪（左右各二条）と瓔珞（左右各三条）が垂下する。円光背を表し、白毫は見えず、三道を表す。条帛、裙、腰布を着し、四条の天衣が荷葉座から垂下する。上膊にからむ左右各二条の布を描く。胸飾、腕釧をつける。左手は琵琶の鹿頸付け根を支え、右手に撥（ばち）を執り、両足裏を正面に向け跏趺坐（ふだざ）する。二重框座（かまちざ）から妙音天の坐す荷葉座の茎と未敷蓮華が伸びる。

画面全体にわたり、彩色の上から墨線で輪郭線を施す。妙音天の肉身部は白、頭髮は青で賦彩し、髮際は緑であらわす。唇は縁を濃くして赤に着色し、口の左右と下部には髭を墨線で描く（ただし剥落が著しい）。垂下する天衣は赤色、翻る布は白色、腰布は青、裙は赤、裙の縁は青、裾の折り返し部は白に、宝冠、胸飾は金泥で賦彩する。裙には金泥で草花文を描く。琵琶は撥面を青く着色し、その上に彩絵を施す。上部から白色の月輪、金泥の雲、金泥と緑の樹木、白色の鳥、緑の土坡を描く。鳥の嘴及び額には赤色を施す。琵琶は鹿頸、転手、磯、覆手を濃い茶色で、半手、腹板、猪目を薄い茶色で、半月を黒で、弦を切金であらわす。光背は外周に切金を置き、中心部を緑色に賦彩し外に向かつて暈かす。

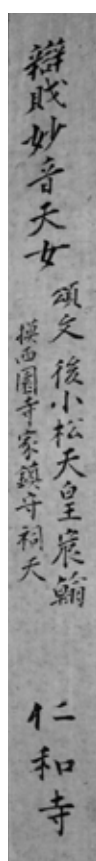
二重框座周縁部は墨線で描き、内側に切金を施す。框上段上面には青地で水面を表し、金泥線で水波が描かれる。側面には格狭間を設け、内側の連子格子に緑色を着色する。框下段上面には墨線及び朱線で木理が描かれ、側面は白色で表す。水面から伸びる荷葉坐及び茎、葉は緑色に、茎は褐色に近い緑色に賦彩する。未敷蓮華の花弁は赤色の線で縁取って内側を白に塗り、花卉先を赤に暈かし、花脈を金泥で施す。

賛文 南無帰命／頂礼三宝／妙音大天

箱書 妙音天 讃 後小松院御真筆

外題

上端 弁財妙音天女へ頌文 後小松天皇宸筆／摸西園寺家鎮守祠天ノ仁和寺

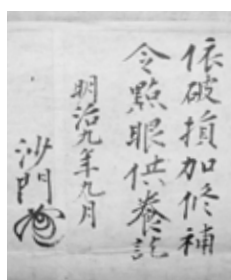


下端 依破損加修補

令点眼供養訖

明治九年九月

沙門（花押）



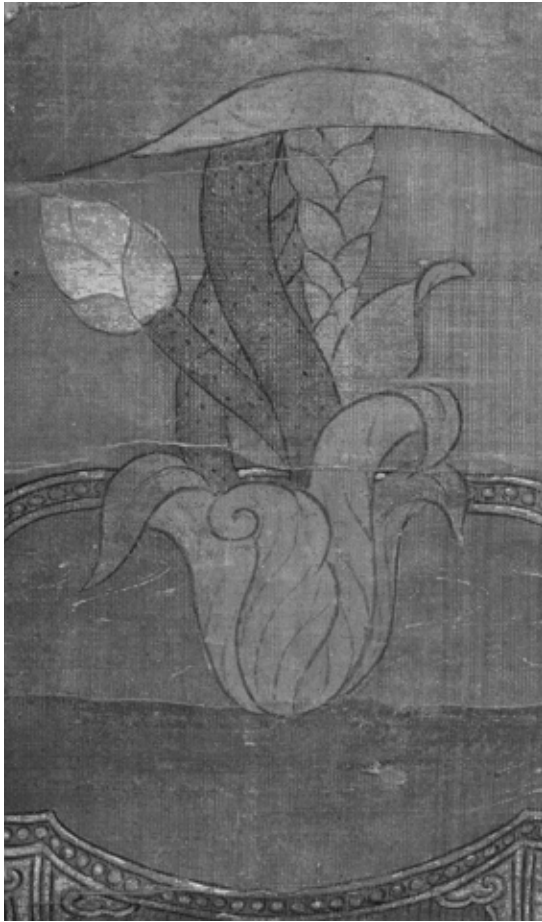
保存状態 本紙に折れが発生し、絵具層の剥落が著しい。

伝来

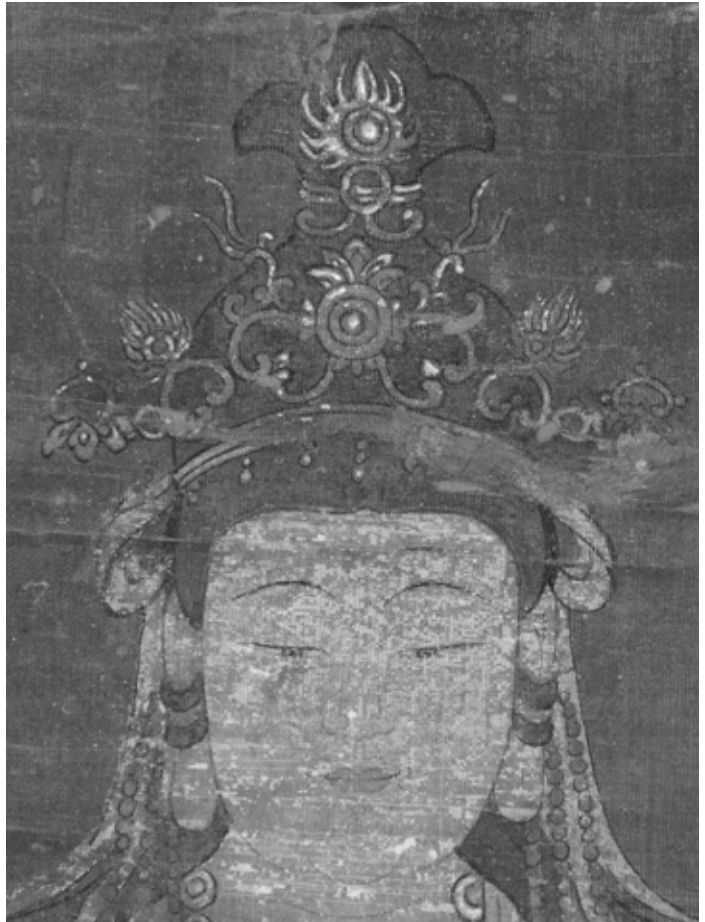
- (一) 山科教言が西園寺妙音天を描いた図を土佐行広に模写させ（参考資料四）、翌年十月に後小松天皇の宸賛を得た（参考資料十二）。本作がこれに当たると考えられる。
- (二) 明治九年（一八七六）に修理、点眼供養が行われた（外題修理銘）。
- (三) 昭和二十四年四月十三日に「絹本着色妙音天像 傳後小松天皇宸賛」として重要美術品認定（官報第六六七三号掲載）。



箱書



荷葉座部分



面部



着衣細部



台座細部



琵琶撥面

参考資料

- (一) 『教言卿記』 応永十二年（一四〇五）八月二十三日条
妙音天持来、
一、為秋・幸秋譜事誂キ、来申試了、（後略）
- (二) 『教言卿記』 応永十二年（一四〇五）十二月二十四日条
一、幸秋来之間、妙音天返了、
- (三) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）五月十九日条
一、樂張行、今日ハ殊更妙音天縁日之間、且幸秋所持本尊、後光嚴院震筆借渡懸之、（後略）
- (四) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）六月二日条
一、孝繼朝臣妙音天、土左將監行広可致沙汰之由、以資興仰遣之处、先領状、此間違例、絹美乃フシモ無可給云々、是ハ西園寺妙音堂本尊云々
- (五) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）六月六日条
一、妙音天本尊事、土左將監行広ニ申付、絹如本二尺六寸遣之、功程ハ三十疋云々、
- (六) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）六月十一日条
一、妙音天絵料足三十疋下行資興了、
- (七) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）六月十九日条
一、妙音天絵所行広書整進之、殊勝々々、是本ハ西園寺ヲ写止、孝繼所持本也
- (八) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）八月九日条
一、妙音天事、小縁等青印金遣之、其外大縁ハ萌黄綾（梅／花）、軸ハ唐木、彼是九百文下行畢、
- (九) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）八月晦日条
一、妙音天ヘウホヘ出来、珍重々々

- (十) 『教言卿記』 応永十四年（一四〇七）九月二日条
一、孝繼朝臣来、妙音天拝見、殊勝之由、此本尊絵ハ西園寺妙音堂秘本也、而今川入道写置之、其ヲ故孝重三位写之本ヲ、孝繼朝臣出之間、絵所土左將監行広写書之、可秘藏者也、（後略）
- (十一) 『教言卿記』 応永十五年（一四〇八）十月十七日条
一、妙音天讃事、勅筆申所望、（教豊／持参也、）
- (十二) 『教言卿記』 応永十五年（一四〇八）十月二十八日条
一、妙音天讃事、禁裏ヘ申入之处、震筆ニテ嚴重被遊之、被送下之条、
（宸）
忝畏存候也、為道為家重宝々々、転子孫可秘藏々々々、
- (十三) 『教言卿記』 応永十六年（一四〇九）五月十九日条
一、（中略）凡今月今日妙音天縁日之上、新調之本尊懸之也、殊更出一献也（後略）

時代 室町時代

仁和寺に伝来する妙音天の画像である。上半身は裸身に条帛と天衣を、下半身には裙を着し、荷葉座に坐して琵琶を弾く姿であり、胎藏界曼荼羅に描かれる二臂琵琶弹奏弁才天と画像が一致する。これは平安時代以来、音楽神として信仰を集めた妙音天とも呼ばれる尊格であり、本作はその代表的な絵画作例として知られる。

本作は、応永十四年（一四〇七）に土佐行広が描き、後小松天皇が着賛した山科家蔵妙音天に当たると指摘されている。『教言卿記』 応永十四年六月に山科教言が土佐行広に妙音天を描いた図を模写させ（参考資料四、五、七）、翌年十月に後小松天皇の宸賛を得た旨が

記されており（参考資料十一、十二）、本作を「西園寺鎮守祠天」を模した後小松天皇宸賛の像とする寺伝（外題・箱書）と合致する。教言の記す山科家蔵本の寸法、二尺六寸（約七八・七八センチメートル）が本作とほぼ一致しており（参考資料五）、また本作の賛を現在知られている後小松天皇の筆蹟と比べて大きな矛盾がないことから、その蓋然性は高いと思われる。

本像が図像の典拠とするのは、音楽神として広く崇敬を集めた西園寺妙音堂の木造弁才天坐像である。これは、藤原（西園寺）公経が元仁元年（一二二四）に北山に創建した西園寺の妙音堂本尊と考えられ、遷移を経て現在は西園寺邸内妙音堂の後身である京都御苑内白雲神社に祀られている。教言は、山科家本が西園寺妙音堂像を写した根本像の転写である藤原孝継所持本の模写であることを記録しており（参考資料十）、また本作制作以前には豊原家蔵の後光厳院宸筆妙音天を借用したことを記している（参考資料一、二、三）。本作の制作経緯を伝えるこれらの記事から、琵琶を伝えた西園寺家と藤原西流、笙を伝えた山科家と豊原氏で妙音天が相伝され、特に西園寺妙音天が広く信仰を集め画像として流布したことが知られる。また後醍醐天皇『花園院御記』元亨三年十月十六日条、後伏見院（伏見宮家旧蔵「代々琵琶秘曲御伝受事」所収『崇光院御記』貞治五年十二月十八日条）、崇光院（出町妙音堂本尊像、同『崇光院御記』延文三年八月二十一日条、貞治五年十二月十八日条、永徳元年九月二十三日条）など、先に挙げた諸家と同様に秘曲伝授（灌頂）を担った歴代の天皇の所持が知られており、後小松院も土佐行広に弾箏妙音天図を描かせている（『看聞日記』応永二十六年七月二十日条）。秘曲伝授の次第書や日記から、妙音天を本尊とした儀

礼の様が知られるが、本作はこうした中世における信仰の実相を伝える稀少な現存作例として高く評価される。

作者の土佐行広は仏画を得意としたことが知られ、応永二十九年（一四二二）以降の制作とされる「二十五菩薩図」（二尊院）、宝徳三年（一四五二）制作とされる「涅槃図」（興聖寺）などの作例が知られる。これらの絵画表現と比較した場合、面貌正面観や一定の太さを見せる描線など多くの近似が認められ、本作を行広の制作になると見て矛盾はない。後世の補筆・補彩が認められるも制作当初の画面をよく留めており、とりわけ裙や台座に施される精緻な描写は確かな画技を示し推賞される。

このように、由緒ある彫刻の姿を根拠とし、転写すべき権威ある図像として珍重された妙音天像の稀少な遺例として本作は高い価値を有している。また、制作経緯が詳細に知られる初期土佐派の仏画作例に当たる可能性についても注目されるものである。

（中野慎之）

主要参考文献

- ・谷信一 「土佐行広考 上——土佐派研究の一部——」『美術研究』第一二七号、昭和十七年
- ・島田修二郎 「妙音天図」『国華』第七二四号、昭和二十七年
- ・荻野三七彦 「西園寺の妙音天像——西園寺家と琵琶の一節——」『古文書研究』第十七・十八合併号、昭和五十六年
- ・川瀬由照 「西園寺妙音堂本尊像について——琵琶秘曲伝授作法本尊像の系譜（二）——」、『出町妙音堂本尊妙音天画像——琵琶秘曲伝授作法本尊像の系譜（二）——』（『鹿苑寺と西園寺』思文閣出版、平成十六年）
- ・高岸輝 『室町王権と絵画 初期土佐派研究』（京都大学学術出版会、平成十六年）
- ・猪瀬千尋 「弁才天を記す基礎文献についての分析——西園寺妙音堂本尊の究明に向けて——」『比較人文学研究年報』第八号、平成二十三年

木造地藏菩薩立像

一 軀（彫刻・指定）

宮津市宇日置二二六八

宗教法人 金剛心院

法 量

像高	七六・五
頂―顎	一四・七
面幅	九・八
耳張	一〇・四
面奥	一一・八
胸奥（右）	一二・四
腹奥	一五・二
臂張	二四・八
袖張	二七・六
裾張	二一・五
足先開（外）	一二・八
蓮肉径	三四・二
台座 総高	二〇・九
框座幅	四九・五
框座奥	三六・七

（単位 センチメートル）

形 状

円頂。白毫相を表す。耳朵不貫。右肩から左肩をおおう覆肩衣を着け、袈裟を偏袒右肩に着けてその末端は左肩に懸ける。裙を着ける。左手は屈臂して胸の前で掌を仰ぐ。右手は前方へ軽く肘を曲げて掌を内側に向ける。正面し直立する。

品質構造

ヒノキ。寄木造り。紙張泥地彩色。

右肩外側部を含み、両耳を通る線で軀幹部を通して前後に二材を矧ぐ。頭軀を通して内削りを施したうえで、首周りの線で割首する。内削り面は平滑に浚え何かを塗る

か。左肩外側部は袖および裙裾地付きまで通して別材を矧ぎ、右肩外側部は袖を含み前膊内側を通る線で割矧ぐ。両手首先は別材を袖内に差込矧ぎとする。両足先は底面に板状の通柄を嵌め込み幹部材と繋ぐ。像底に丸柄穴を穿ち台座に柄立てとする。

保存状態

両足先、胸飾、台座、表面紙張り及び彩色、以上後補。左手第三指・第四指・第五指、持物、欠失。

伝 来

（一） 本像は本堂に安置されていた像で、昭和四十四年以降は収蔵庫にて保管されている。

（二） 享保六年（一七二二）に記された当寺の「金剛心院記艸稟」（参考資料二）には、本像が源信の自作という伝承が記されており、安置されていた本堂が往時の灌頂堂であることを伝えている。

（三） 当寺の「金剛心院延命地藏尊略縁記」（参考資料二）には、本像が千手姫の守り本尊であり、永仁年中（一二九三―九八）に当寺にもたらされたとある。

参考資料

（一） 寛慧「金剛心院記艸稟」享保六年
（前略）今、院始、号「宝光寿院」古、称「救賜」不詳、出於何代、宸位「歳月緜邈」又莫知、院之創立係「曷」人、昉於曷時、矣、忍性上人為之、中興、肇祖、也弘長、之始性師入、相陽、武州、刺

史平、長時欽崇性師、律行、創修極樂寺、延之性師移焉至、後永仁二季甲午、奉敕管攝陽天寺之主務、当是之時、與本院兼帶住持云、(中略)先是、有松田八郎左衛門賴盛者、姓平氏、晚節被剃、法名曰沙弥寛阿、(中略)賴盛有一女二男、女曰千手姫、(中略)後姫入、輦下奉事、後宇多、上皇于仙院、居侍嬪之下、渥荷聖眷也久矣、(中略)上皇落飾、後姫感悟、世之榮耀一如、春華陽燄、謝恩還、国徑入本院、礼順慶上人、咨問真修之要道、毅然奮志、切自策進、実延慶元年戊申、而姫季已二十有八矣、明季已酉、就于本院、薙髮納戒、為苾芻尼、順慶為安名、曰願蓮、(中略)越二季、応長改元辛亥歲、後宇多法皇特有綸命、改宝光寿院、始易今名、更詔正五位下行内匠、頭光遠者降、賜愛染明王、靈像一軀、於本院今妥于龕室、于堂中央者、是也、(中略)而今俗曰本院者、所謂古時灌頂堂也、予頃季力加繕修、而得扶持、艱脆矣、堂中傍設祀堂、壇安奉地藏王像、乃慧心僧都所雕也、(後略)

(二)「金剛心院延命地藏尊略縁記」

抑此方に渡らせ給ふ延命地藏尊と崇め奉るは、忝なくも其上弘法大師の御作にして仁王ノ九十二後宇多天皇の后き千手姫の守りノ本尊にて永仁年中より当国日置金剛心院ノに安置仕給へ候一度拝する輩らは現世には難産等の苦しみをまぬかれ別して女人には安産を得せしめ長寿延命を施しめ給ふ況んや未来は業障を救ひ浄土へ導きたまふとの御誓願なり則ち当国札所廿ノ二番の地藏尊は此方たて御ざる(後略)

(三) ケルン東洋美術館地藏菩薩立像願書

(前略)抑此像者天台山楞嚴院先徳源信僧都所奉造立奉模之見賢欽

濟故也(後略)

(四) 木津川市泉橋寺地藏菩薩立像内墨書銘

「(梵字) 地蔵真言(梵字) バク(花押) 先徳恵心僧都跡某發愚願 綵色

(梵字) 地蔵真言(梵字) バク(花押) 先徳恵心僧都跡某發愚願 綵色 造立シ

南無地藏大菩薩 給所也

大阿闍梨(梵字) カク、ア、ボ

「(梵字) 地藏真言

无仏世界度衆生 奉造立綵色

先徳恵心僧都作(梵字) バク(花押)

今世後世能引導二尺五寸像

時代 鎌倉時代

宮津市日置の金剛心院は寺史に不明な点が多いが、同寺に伝わる元亨四年(一二三四)の六波羅探題制札には「当寺者、国家御祈禱之霊場関東極楽寺之末寺也」とあり、鎌倉時代末には西大寺流律宗の寺院であったことが知られる。また、享保六年(一七二一)に記された「金剛心院記艸藁」は、永仁二年(一二九四)に忍性が再興し、応長元年(一二三二)に後宇多法皇から院号と愛染明王像が下賜されたとしている(参考資料一)。後宇多天皇に仕えた千手姫(願蓮)が延慶元年(一一三〇)に当寺に入ったことがその機縁であると記されるが、本像については千手姫の守り本尊で永仁年間(一二九三―九八)に当時へ遷移したとの寺伝がある(参考資料二)。

本像は「金剛心院記艸藁」が源信(九四二―一〇一七)自作との伝承(参考資料一)を伝える像で、源信が自身の本尊とした像とし

て信仰を集めた地藏菩薩像の模刻像と考えられている。深草郷地藏院西信を願主、康円を仏師として建長元年（一二四九）に造立された地藏菩薩立像（ケルン東洋美術館所蔵）は、願文（参考資料三）により源信造立の像の模刻であることが明らかであるが、後補部を除けば法量から衣文の配置に至るまで本像と一致しており、他に醍醐寺にも同法量の像（木造漆箔、光背二重円光、納入品なし）が伝存する。これらはいずれも祖像を同じくし、その造形を忠実に襲っているとみて然るべきであろう。『叡岳要記』及び『四箇大寺古今伝記』（『大日本史料』二・十二）は、比叡山横川戒心谷知見坊の地藏菩薩像を「恵心御本尊」と記し、これが多種納入の像であることを注記する。この「恵心御本尊」が、これらの祖像と考えられる。康円像との比較から、本像もさほど隔たらしめ時期の制作と推察されるが、厚みのある体躯、浅いながらも翻波式の名残を見せる衣文、衣縁の旋転文、地付きに及ぶ裙裾、左右対称とする襟正面の形状、露出の少ない胸腹など、本像の像容には康円像に指摘されるように源信存命期の彫刻表現を踏襲したとみて矛盾がない点も多く、原像の存在を示唆する造形上の特徴として特筆される。

一方で、本像の納入品もまた「恵心御本尊」を参照したものである可能性が高い点が注目される。納入品の存在は従来から推測されていたが、平成二十三年九月に東京文化財研究所・丹後郷土資料館によってX線透過撮影が行われ、その概要が確認された。胸部には上下に二つの箱が重ねられ、上の箱には積まれた円盤状の物質（銭貨か）が十枚と高台をもつ盃状のものが、下の箱には連なる多数の球体（連珠か）が納められる。また、腹部には笛、刀子が縦にして置かれるほか、球体や筒状のものも確認できる。これらと構成の一

致を見るのが建保五年（一二一七）運覚造像の静岡県岩水寺地藏菩薩立像、承久三年（一二二二）造立の清涼寺地藏菩薩立像、寛喜元年（一二二九）造立の寂光院地藏菩薩立像などの納入品である。この三像は願文の基本的な構成も一致しているが、寛喜四年（一二三二）に行われた地藏菩薩像修理における高野山金剛峯寺寂静院法阿弥陀仏の願文が「恵心記云」として同文を引用することが指摘されている。すなわち、金剛心院像と納入品が一致するこれらの像は、像容を変更しつつ納入品は「恵心御本尊」に倣っていることが推察され、従来から指摘されていたように、金剛心院像もまた「恵心御本尊」を踏襲し多種多量の品を納入したと目される。なお、納入品の連珠、銭貨、笛、香袋、盃、蝙蝠扇、真綿、刀子といった構成は、『往生要集』巻上の欣求浄土第四、五妙境界楽の項において極楽浄土に関して記述される五境（色・声・香・味・触）の描写と対応関係にあると想定されている。これら多彩な納入品は両像の願文中で「五境良菓」と呼ばれており、墮地獄の苦を免れ極楽往生を遂げるという源信の往生思想を背景にもつと見られる。

「恵心御本尊」が広く信仰を集め、多様な造像に影響力を持ったことは様々に確認されている。清涼寺像が願文に「長二尺五寸」であることを明記し、また「先徳恵心僧都作」の記述を含む木津川市泉橋寺木造地藏菩薩立像の像内墨書銘（参考資料四）に「今世後世能引導二尺五寸像」との記述が見えるなど、本像と通じる二尺五寸（約七五・七cm）という法量が流布していたことが想定される。願文についても強い規範性を有したと見られ、例えば願主が海住山寺十輪院覚澄、導師が明恵、仏師が善円である嘉禄元年（一二二五）造立の奈良県東大寺釈迦如来坐像（指図堂）は、尊格や納入品が異な

りながらも願文が清涼寺・寂光院とほぼ同文である。納入品についても、願主を叡尊高弟の寂澄、仏師を快成とし、愛染明王像（奈良国立博物館所蔵）とともに東大寺大仏殿の柱材を用いて康元元年（一二五六）に造立された奈良県春覚寺地藏菩薩立像は、台座框裏の墨書に列挙される納入品のうち「五臓絵図」を「源信僧都地藏所被奉籠絵図也」と表現しており、本像を含む現存例に限らず、像内納入をめぐって源信の造像を踏襲する認識が広く存在したことをうかがわせる。東寺観智院本『地藏菩薩靈驗記絵詞』に「恵心ノ御本尊ノ地藏菩薩」の説話が収められるなど、その靈驗が広く喧伝された状況も想定される。このように「恵心御本尊」は中世前期の造像に広範な影響を与えたことが知られるが、本像はその模刻像の稀少な現存例として高い価値を有していると言えよう。

以上のとおり、本像は「恵心御本尊」として広く信仰を集めた地藏菩薩像の像容を入念に写した模刻像であることが明らかな作例として貴重であり、多彩な納入品が確認される点も評価される。「恵心御本尊」の像容と納入品をいずれも踏襲した像である可能性についても学術的に注目される点であり、造像における模刻や多種納入を考える上でも重要な作例である。

（中野慎之）

主要参考文献

- ・奥健夫 「清涼寺・寂光院の地藏菩薩像と「五境の良薬」―像内納入品論のために―」（『仏教芸術』二三四、平成九年）
- ・奥健夫 「源信造立の地藏菩薩像に関する新資料」（『仏教芸術』二六九、平成十五年）
- ・根立研介、奥健夫 「地藏菩薩像（ケルン東洋美術館）」（『日本彫刻史基礎資料集成』鎌倉時代 造像銘記篇六所収、中央公論美術出版、平成二十年）



頭部右側面



頭部正面

※泉橋寺木造地藏菩薩立像の銘文は京都府立山城郷土資料館保管の調書による（実査平成一五年十月十三日 奥健夫、中島正、川尻紀久夫、田中淳一郎）。また、醍醐寺木造地藏菩薩立像については岩田茂樹氏、奥健夫氏からご教示を得た。



木造地藏菩薩立像



醍醐寺像
右側面



右側面



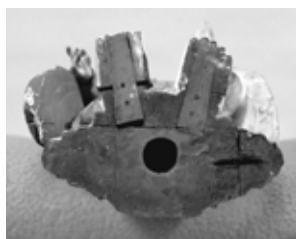
醍醐寺像
左側面



左側面



醍醐寺像 底面



底面



醍醐寺像 光背



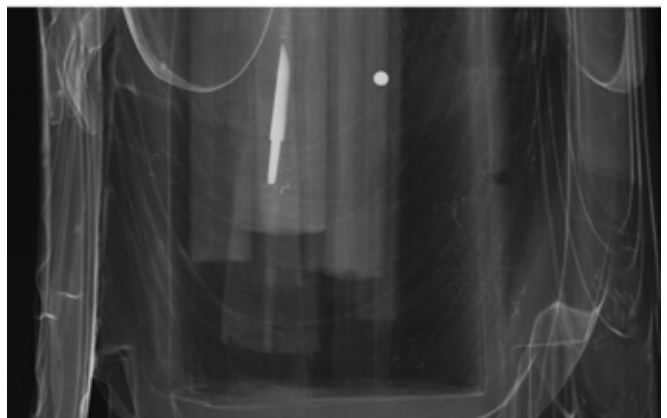
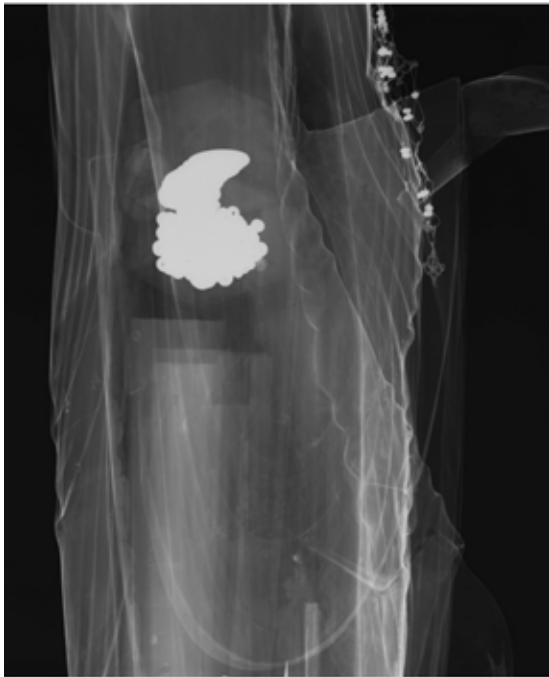
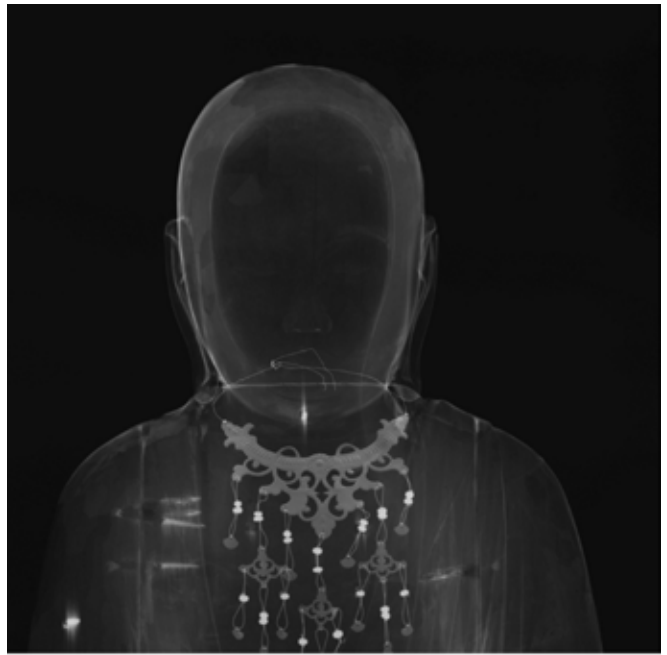
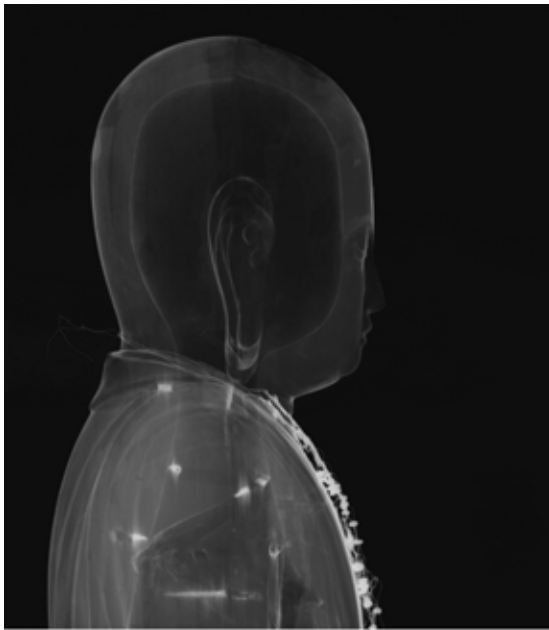
醍醐寺像 正面



醍醐寺像
背面



背面



側面

正面

X 線透過写真 撮影：東京文化財研究所

無形文化財

陶芸 石橋裕いしばしゆうし

(雅号) 石橋裕史いしばしゆうし

一名

(保持者の追加認定)

京都府船井郡京丹波町

無形文化財の概要

陶芸は、土石類を細かく砕いて練り、成形、焼成して器物を作る技術で、原料に石を用いたものを石物・磁器、土のみで作ったものを土物・陶器に分けられる。陶器はガラス質を含む吸水性のある素地に多くは施釉した焼物で、広義には磁器を含めた焼物全般を総称することもある。長石質陶器、石灰質陶器、粘土質陶器に大別されるが、その多くは粘土質陶器で占められ、志野、越前、信楽、丹波、萩、唐津など代表的な焼物はこの部類に属している。磁器は、原料にガラス質を多く含んだ陶石（または磁土）を用い、焼成により陶石の粉末を練り固めた素地が溶けてガラス状になったものである。素地は白色で透明ないしは半透明で、吸水性がなく陶器より硬い焼物である。日本での発祥は、江戸時代の元和年間に肥前有田で李参平りさんへいが陶石を発見し、成形と焼成に成功して白磁を作ったのが最初といわれている。また、陶芸は土の選択と調整、ロクロ・手捻り・押型・鑄込みなどによる成形、施釉や絵付による加飾、作品の出来を左右する焼成という四工程を基本に様々な技法を駆使して制作するもので、その組み合わせと工夫によって無限に近い変化をみせる。

京都における陶芸は、京焼の系譜につながる。京焼は、一般に京都で作られた陶磁器の総称で、古くから焼き物が作られていたが、桃山時代末期から江戸時代に入ると洛東の東山山麓を中心に本格的な陶器生産が行われるようになった。寛永年間（一六二四―一六四四）には、栗田口焼・八坂焼・清水焼・音羽焼などの窯が登場し、八坂焼の窯では色絵の技法が導入されたとされる。同じ頃、名工野々村仁清ののむらにせいが登場すると、すぐれたロクロ技術と卓越した感性で色絵陶器の名作を残し、ほかの京焼や全国各地の焼物に大きな影響を与えた。仁清の後を受けて京焼を発展させたのが尾形光琳おがたこうりんの弟乾山けんざんで、琳派りんぱの装飾画風の意匠を陶器に導入した。江戸時代末期になると、池大雅いけたいがや川合玉堂かわいぎょくどうなど中国文人画の流れをくむ南画家の登場により、京焼は色絵陶器と奥田穎川おくたえいせんが開発した磁器に中国風の意匠を加えた作品が作られるようになる。その後、青木木米あおきもくべいや仁阿弥にあみ道八どうはち、永楽保全えいらくくわんなどの名工が登場し、多くの作品とともに要請により地方へ出向いたことによって優秀な技術を地方窯に伝えた。

近代以降の京都陶芸界は、日展系作家、伝統工芸作家、前衛作家、無所属など幾多のグループが活躍し、作品も多種多様で各作家それぞれの感性において独自の作風を完成させてきた。中でも伝統工芸の世界は、文化財保護法の制定以降、無形文化財の指定及び保持者の認定が始まると、京都から富本憲吉とみもとけんきちが「色絵磁器いろえ」で、近藤雄三こんどうゆうぞう（悠三）が「染付ぞめつけ」で、石黒宗磨いしくろむねまろと清水卯一しみずういちが「鉄釉陶器てつゆう」でそれぞれ認定を受けるなど、工芸技術の歴史に大きな足跡を残した。京都府教育委員会は、平成四年に「陶芸」を無形文化財に指定し、これまでに保持者に木村盛伸きむらもりのお（平成四年）、竹中浩たけなかこう（平成八年）、清水保孝しみずやすたか（平成二十三年）を認定している。

保持者の略歴

石橋裕（裕史）氏は、昭和三十二年（一九五七）東京都に生まれた。父親の仕事の関係で東京と大阪を転々と移り、中学二年の時に芦屋に住むこととなった。学生時代の頃から美術や工芸に興味を示し、滴翠美術館陶芸研究所専攻科に入所した。研究所在籍中は、八木一夫、岩淵重哉、近藤豊から指導を受け、昭和五十六年（一九八一）同研究所を卒業して作陶活動に入った。昭和五十九年（一九八四）には船井郡丹波町実勢（現船井郡京丹波町実勢）に移住して窯を構え、本格的に作品制作を行うようになった。

公募展への出品は、昭和五十六年から行った。この年の第十回日本工芸会近畿支部展（のちの日本伝統工芸近畿展）において初入選を果たし、作家としての第一歩を踏み出した。昭和六十年（一九八五）には第二十三回朝日陶芸展に出品し、新人奨励賞を受賞している。以後、近畿展において入選を重ねてきたが、日本伝統工芸展への出品は平成十三年（二〇〇一）からであった。

平成十三年、第四十八回日本伝統工芸展に「彩刻磁鉢」を初出品して日本工芸会奨励賞を受賞すると、同展で続けて入選し、平成十五年（二〇〇三）に日本工芸会正会員に認定された。平成十五年第十七回日本陶芸展では「彩刻磁大鉢」でグランプリ（桂宮賜杯）を受賞すると、平成十八年（二〇〇六）第三十四回新作陶芸展では「彩刻磁鉢」で日本工芸会賞、平成二十一年（二〇〇九）第三十八回日本伝統工芸近畿展では「彩刻磁鉢」で京都新聞社賞、平成二十二年（二〇一〇）第五十七回日本伝統工芸展では「彩刻磁鉢」で文部科学大臣賞、さらに平成二十三年（二〇一一）第二十一回日本陶芸

展では「彩刻磁鉢“歴歴”」で二度目のグランプリを受賞するなど、他の追従を許さない抜群の受賞歴を重ね陶芸界をリードする作家の一人としてその地位を不動のものにした。近年では、平成二十五年（二〇一三）第一回陶美展に出品した「彩刻磁鉢 萌」で奨励賞、平成二十六年（二〇一四）第六十一回日本伝統工芸展に出品した「彩刻磁鉢」で日本工芸会奨励賞を受賞され、更なる高みを目指しており今後の活躍が期待される。

石橋氏は、青磁釉を基本にコバルトや鉄分を調整しながら施釉、焼成後にサンドブラストという技法を取り入れて文様を表現する独自の作風を確立した。サンドブラストは、硝子工芸の世界で主として用いられる加飾技法の一つで、堅い器面に砂を強く吹き付けて削ることで文様を作り出す。石橋氏は、伝統的な陶芸技術を身につけた後、平成四年（一九九二）三十五歳のときにこの技法に興味を持ち、自身の作品に試みたところ、器面に浮かび上がる美しさと風合いから無限の可能性を感じ、その後「彩刻磁」と名付けて作陶活動を展開し現在に至る。

陶芸は、土選びと調整、成形、施釉、焼成の四工程を基本に作品制作を行う。石橋氏は、陶芸の基本技術を身に付けるとともに、「彩刻」と呼ぶ加飾技法に対応する多様な器形を制作する技量を保持する。「彩刻」は、本焼成後まず器面全体に曲面やフォルムに沿って描きカットした文様のシートを貼り、少しずつシートを剥がしながらサンドブラストで削る作業を繰り返すことにより生み出される。つまり、最も早く剥がした部分からは磁器の白色が現れ、最後まで剥がさなかった部分は釉薬の青色が最も濃く残ることになり、作業を段階的に進めることから美しいグラデーション文様となる。

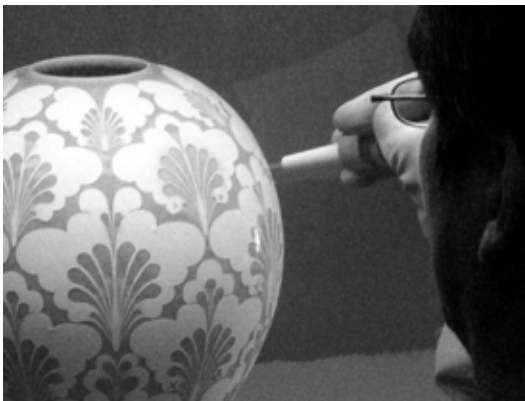
このように、波状文様、花卉文様など華麗なモチーフを生み出すとともに、施釉による表面、生地そしてその中間層という陶芸作品の持つ三層構造を利用して、彫りの深さで色の濃淡による文様を作り出すというこれまでにない新しい発想で、陶芸界の新境地を開拓した。加えて、生み出された文様とシンプルで上品なフォルムのバランスは、硝子のような透明感と繊細で優美な作品として昇華させて多くの公募展や個展で高く評価され、石橋氏独自の美の世界を確立した。

また、平成二十三年（二〇一一）からは日本伝統工芸近畿展で度々鑑審査委員を務め、平成二十五年（二〇一三）第六十回日本伝統工芸展の鑑査委員も務めた。さらに、平成二十四年（二〇一二）から公益社団法人日本工芸会近畿支部幹事及び陶芸部会副部会長に就任するなど要職を務めるかたわら、毎年公募展や個展等の出品を通じて新たな展開を模索するなど精力的に作品制作を行っており、その存在は重要である。

（向田明弘）

【参考文献】

『炎芸術 一〇七号』阿部出版株式会社 平成二十三年



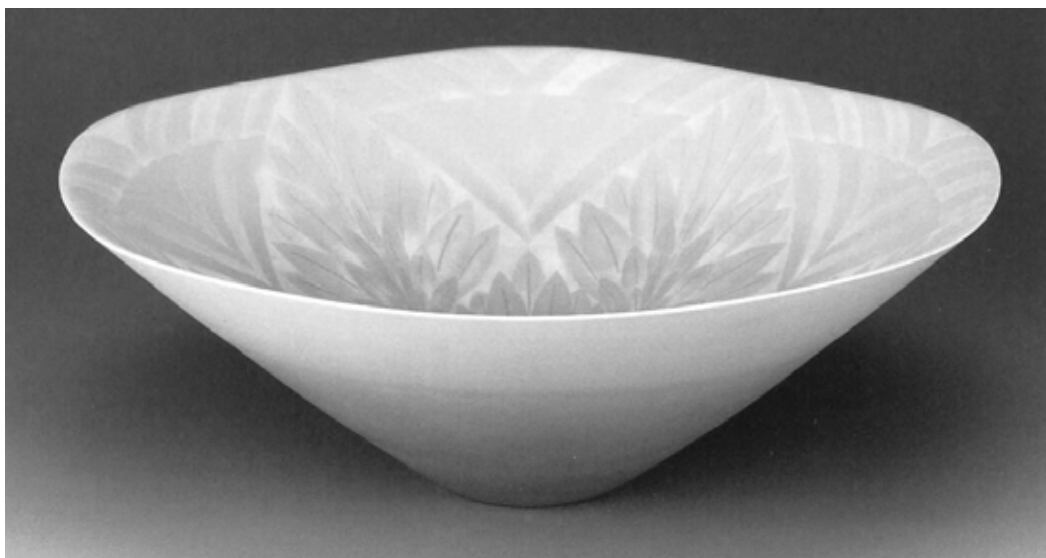
作業工程



石橋裕（裕史）氏



彩刻磁鉢（平成 26 年）第 61 回日本伝統工芸展 奨励賞



彩刻磁鉢（平成 25 年）第 60 回日本伝統工芸展 鑑査委員



彩刻磁鉢（平成 22 年）第 57 回日本伝統工芸展 文部科学大臣賞



彩刻磁鉢（平成 13 年）第 48 回日本伝統工芸展 奨励賞

文化的景観

南山城村の宇治茶生産景観―山なりの茶畑と山裾の農家 (選定)

京都府相楽郡南山城村

区域

南山城村大字童仙房小字長野・小字大岩・小字参会石・小字小金原、大字高尾小字白石・小字中谷・小字奥山・小字アライバ・小字出合・小字荒堀・小字カベノコ・小字中ン谷・小字上広見・大字田山小字打越・小字シヲデ・小字ツルギ、大字北大河原小字七尾鳥・小字鶴辺・小字見無谷の各一部

面積 約五十ヘクタール

相楽郡南山城村は、府域の最東南部に位置し、東は三重県伊賀市、南は奈良県奈良市、北東部は滋賀県甲賀市、北西部は相楽郡笠置町と和束町に接している。村の総面積六十四・一一平方キロメートルの七十パーセント以上を標高三百〇六メートルの高地が占め、水田耕作に適した平地が少ない。「南山城村の宇治茶生産景観―山なりの茶畑と山裾の農家」は、主にこのような高地の尾根及び斜面を活かして造成された茶畑と、谷部や平坦地に造られた水田、茶木を育成し茶葉を摘採して一次加工まで行う茶生産者の生業関連施設等に係る文化的景観である。



山なりの茶畑と山裾の農家（高尾荒堀地区）

現在、茶生産業は南山城村における基幹産業であり、主に露天栽培による煎茶用の茶葉を生産する。茶葉は、摘採後に各農家の工場や共同製茶場で荒茶あらちゃと呼ばれる状態まで乾燥加工が行われ、その大半は府の茶市場へ出荷される。

なお、出荷後の茶葉は、府内の茶問屋により府内で仕上加工され、「宇治茶」として販売される。また、近年は碾茶用茶葉てんちゃの生産と加工量が増えており、製菓用素材になるなど飲料用以外にも販路が拡大している。

茶生産は、南北に長い村域の各集落において広く行われているが、それぞれの集落における茶畑の造成契機や拡大は、歴史的に個別の成り立ちを持っている。その要因の一つは、集落の成立契機が異なることにある。村には、ほぼ中央を横断するように木津川が流れるため、村域は大きく南北に二分されるが、その木津川には、北流する名張川が合流するために南部が東西に二分され、地形上大きく3つに分断されている。歴史的には、これら河川沿いの街道の要所に集落が展開してきた。それらが、現在の北大河原・野殿のどの・南大河原・高尾・田山の五つの集落の核になっている。

これら集落は、古代には相楽郡大河原郷に属し、弘安四年（一二八一）には郷内の天山杣あまのそまが西大寺に施入されていて、木材を供給していた。建武二年（一三三五）には興福寺領になるなど南都大寺とのつながりが強まったが、中世末期頃は領主に対峙し惣村化した。それが、近世柳生藩による村支配の基礎単位となっていた。その範囲や地域の連帯は、現在の農業共同単位や「田山花踊」たやまはなおり（府指定無形民俗文化財）に代表されるマツリの維持組織などに受け継がれている。



煎茶工場の風景（童仙房）



碾茶加工工場（今山）



出荷直前の荒茶（碾茶）



出荷前の荒茶



選定区域位置図

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ①童仙房長野地区 | 大字童仙房小字長野、小字大岩、小字参会石、小字小金原 |
| ②高尾白石・中谷地区 | 大字高尾小字白石、小字中谷、小字奥山、小字アライバ、小字出合 |
| ③高尾荒堀地区 | 大字高尾小字荒堀、小字カベノコ、小字中ン谷、小字上広見 |
| ④田山打越地区 | 大字田山小字打越、小字シヲデ |
| ⑤田山ツルギ地区 | 大字田山小字ツルギ |
| ⑥今山七尾鳥地区 | 大字北大河原小字七尾鳥、小字鶴辺、小字見無谷 の各一部 |

各集落における茶生産の契機は、高尾村において天明年間（一七八一―八九）に柳生村から、また安政年間に（一八五四―六〇）に伊賀玉滝村から伝わったなどの伝承があるが、確かな記録は見つからない。ただし、享保十二年（一七二七）の「柳生家記録」には、三村が茶年貢を運上・冥加に類する上納として藤堂藩へ計一石余り納めていたことが記され、特産物の一つと認識されていたことがわかる。

村における茶生産の本格的な拡大は、慶応三年（一八六七）の神戸港開港で煎茶の輸出需要が増えたことを契機とする。明治十七年（一八八四）の『相楽郡村誌』には、高尾村で製茶三千斤、田山村で同二千斤、北大河原村で同二千斤が生産販売されていて、木炭・薪等に次ぎ他種を圧倒する生産量があったことが記されている。その急速な拡大を象徴する事象が、明治元年（一八六八）の童仙房村の開拓願出であった。童仙房一帯は、近世には無住の山野であったが、京都の一町人が開拓を願い出したことにより、明治二年（一八六九）から京都府の官営事業として実施され、明治四年（一八七一）入植者の募集が行われた。村域外の土族や町人などが入植に応じ、水田が二十二町余りに対して、茶畑は約四十町という面積比率の茶園中心の開拓が行われた。開拓は困難を極めたが、今日の優良茶である童仙房茶を生産する素地が築かれた。

今日の南山城村は、昭和二十八年（一九五三）施行の町村合併促進法の促進策により、昭和三十年（一九五五）に大河原村（童仙房・野殿・北大河原・南大河原の四村が明治二十二年に合併）と、高山村（高尾・田山二村が明治二十二年に合併）が合併して成立した。村内の六割が農家で、茶業・製炭・米作を主産業とし、人口は



高尾の山間部の風景（昭和40年頃）



高尾の茶畑風景（昭和40年以前）



手鋏みによる茶摘風景（昭和40年頃）



田山の民家と庭先の茶畑（昭和40年頃）

『高山ダム水没地区調査報告書』1966 京都府教育委員会より転載

約四千三百人であった。南山城村の地名は、大河原村と高山村が旧山城国の最南端に位置すること、宇治茶の生産地として「山城」の名が全国的に著名であったことから命名されたものである。

明治初期以降、同村の茶生産が大きく拡大するのが昭和四十～五十年代である。戦前には約五十ヘクタールであった茶畑面積は、昭和四十年には約百三十ヘクタールに、昭和五十七年には約二百四十六ヘクタールまで拡大した。この展開の要因は、摘採手法の機械化と大規模な茶畑造成事業にある。昭和四十三～四十六年（二九六八～七二）の小規模特産園地開発事業での約二十一ヘクタールを嚆矢に、同四十八～五十一年（一九七三～七六）の第二次農業構造改善事業で約三十八ヘクタール、同四十九～五十八年（一九七四～八三）に団体営農地開発事業で二十三ヘクタール、同五十五～五十八年（一九八〇～八三）の農村基盤総合整備事業で約九ヘクタールと連続して国庫補助事業が実施され、主に山間部の傾斜面地の開拓が行われた。この造成事業によって、山頂から谷裾までの緩急斜面一面に広がる新たな集団茶園の景観が村内各所に広がり、動力式バリカンや、乗用型の茶園管理機（摘採機）が稼働できる畝間の広い茶木の植樹方法が拡大し、晩霜害を防ぎ機械の移動がより効率的になる、斜面に対して縦方向に茶木が植樹される縦畝景観の茶畑が増大した。

縦畝・横畝の茶畑とも機械で茶葉を摘採するが、畝の左右に人が立ち、機械を支えて移動しながら茶葉を刈る動力式バリカンが稼働する畝では、畝の頂部がカマボコ状や平坦に盛り上がる。また、トラクターのように機械に乘用して茶葉を刈る畝では、頂部が平坦になり畝幅もやや広くなるなど、稼働する機種によって茶畑の景観が



山なりの茶畑と山裾の農家（田山打越地区）



品評会出品茶生産茶畑（今山七尾鳥地区）



集団茶園の縦畝（高尾白石・中谷地区）



山なりの茶畑と山裾の農家（童仙房長野地区）

異なる様相となってきた。加えて生産量の増大のみでなく、府の奨励品種を植栽する品種茶園の増加や、全国的茶品評会に出品する出品茶を生産する茶畑比率を高める方向性も採られた。

また、昭和四十四年（一九六九）、木津川の洪水調節や発電・農業用水等の確保を目的に、集水面積六百十五平方キロメートルの高山ダムが建設された。その水没地区の移転地として、大字北大河原に今山地区が開発され、新たな茶業就農者が生まれる契機となった。同地区の農家は数々の品評会における表彰茶を生産するなど、村の茶業をリードしている。

上述の経緯により、田山・高尾・童仙房地区などで、「山なりの茶畑と山裾の農家からなる景観」が形成され、今山・高尾・田山地区などで、集落から少し離れた山合いに斜面一面に整然と茶畑が広がる「集団茶園の景観」が展開する、特徴的な景観地が村内に点在する状況となっている。課題としては、生産者の高齢化と後継者不足があり、耕作放棄地が拡大して、茶畑間の景観的連続性が分断されることが懸念される。今後、対策を生産者・茶業家組合・行政・有識者等が共同で模索していく中で、営農が継続されていく気運を高める必要がある。また、景観上連続しない近隣の茶畑も、今回の選定を契機に、同様の気運が拡大することが望まれる。

選定範囲と本質的価値

以上の特性を踏まえ、同村の茶畑拡大開始期の生業景観を継承している「山なりの茶畑と山裾の農家からなる景観」として童仙房長野地区、高尾荒堀地区、田山打越地区の計三箇所、第二期の茶業発

展の過程を象徴する「集団茶園景観」として今山七尾鳥地区、高尾白石・中谷地区、田山ツルギ地区の三箇所の、計六箇所を選定地とする。

これら申出地区の景観は、近世に始まり、近代から現代にかけて村が茶生産量を飛躍的に増大させた経過が反映されており、南山城村、ひいては山城南部の茶業景観を代表する文化的景観と評価することができる。

このように、「南山城村の宇治茶生産景観―山なりの茶畑と山裾の農家」は、府の主要産業である茶業の発展を語る上で欠かせず、将来に亘って受け継がれるべき貴重な文化的景観である。平成二十七年一月二十二日京都府景観資産に登録。（吹田直子）

【参考文献】南山城村『南山城村史』 本文編 平成十七年三月

同 資料編 平成十四年九月



動力式バリカンによる摘採風景

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	文化財環境保全地区 (決定)	選定保存技術 (選定)	文化的景観 (選定)	総合計					
		建造物		美術		工芸		品		絵画	彫刻			工芸品	書籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	風俗習慣	民俗芸能						小計	史跡	名勝	天然記念物	小計
		件数	棟数 (基)																												
指定	57	△2 ₉	△6 ₁₆	2	4	7	△1 ₁	△1 ₁			△2 ₁₅	(認定1) 1		△1 ₁	△1 ₃	△2 ₄	6	3	2	11	△6 ₄₀	15			△6 ₅₅						
	58	△2 ₉	△3 ₂₂	6	4	4		△1 ₂	1		△1 ₁₇			2	4	6	2	3	1	6	△3 ₃₈	9			△3 ₄₇						
	59	△1 ₇	△3 ₁₈	△1 ₃	3	2			1	△1 ₁	△2 ₁₀		1	1	△1 ₆	△1 ₇	2	△1 ₃	1	△1 ₆	△5 ₃₁	11			△5 ₄₂						
	60	△2 ₇	△4 ₁₁	3	3	2		△1 ₂	1		△1 ₁₁						2	1	2	5	△3 ₂₃	4			△3 ₂₇						
	61	△1 ₁₀	△15 ₃₉		1		1	1			3						△1 ₂	1	△1 ₂	△2 ₅	△3 ₁₈	5			△3 ₂₃						
	62	3	8	3	3			△1 ₄	2		△1 ₁₂						1	1	1	3	△1 ₁₈	4	(認定2)		△1 ₂₂						
	63	△1 ₃	△6 ₁₁	3	3	1		3	1		11	(認定1) △1 ₂	△1 ₁					1	1	2	△1 ₁₆	1	1		△1 ₁₈						
	元	4	9	2	1			△1 ₂	1	1	△1 ₇		△1 ₁					1	1	2	△3 ₁₆	1			△3 ₁₇						
	2	1	1	1	△1 ₁	4		5	1		△1 ₁₂			3		3		1	1	2	△1 ₁₈	2	(認定2) △2 ₂		△3 ₂₂						
	3	6	△1 ₁₂	3	2	4	2	1			12	(認定4) △3 ₄									△3 ₂₂		(認定1) △1 ₁		△4 ₂₃						
	4	△1 ₄	△4 ₁₆	1	1				1		3						1		1	2	△1 ₉	1			△1 ₁₀						
	5	5	13	1	1	1	1		1		5							1		1	11	1			12						
	6	2	9	2	2	1		3		1	9	(認定2) △1 ₂					△1 ₁			△1 ₁	△2 ₁₄	1			△2 ₁₅						
	7	2	6		2	2		2	1	2	9	(認定2) △1 ₁									△1 ₁₂	1			△1 ₁₃						
	8	3	6	2	△1 ₂	1		2		2	△1 ₉										△1 ₁₂	2	(認定2) △1 ₂		△2 ₁₆						
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	(認定2)	1				1			1	13	1			14						
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	8									1	1	12	1			13					
	11	2	17	2	2		1		1		6								1		1	9	1	(認定1) △1 ₁		10					
	12	△1 ₃	△1 ₁₂	2	△1 ₁	1		2	1	△1 ₁	△2 ₈						1			1	△3 ₁₂	1			△4 ₁₄						
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	7						1			1	13	1			14						
	14	4	11	1	△1 ₁	△1 ₁	1	1	1	1	△2 ₇						1			1	△2 ₁₂	1			△2 ₁₃						
	15	3	10	1	1	△1 ₂	△1 ₂		2		△2 ₈								1	1	△2 ₁₂	1			△2 ₁₃						
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	8	(認定1)	1						1	1	13	1			14						
	17	3	3	2	1	1		1	1		6	(認定2)	1				1			1	11	1			12						
	18	2	11	△1 ₃	1	2	1		1		△1 ₈							1		1	△1 ₁₁				△1 ₁₁						
	19	2	4	2	1		2				5			1		1					8	1		3	12						
20	1	4	1	1	△1 ₁		1	1		△1 ₅	(認定3) △1 ₃					1			1	△2 ₁₀			2	△2 ₁₂							
21	2	10	2	1				1	1	5										7			2	9							
22	2	2	2	1	1		1			5	(認定4) △1 ₂					1			1	△1 ₁₀			1	△1 ₁₁							
23	1	9	1	1			1			3	(認定1)									4			1	5							
24	4	6	1	1	1			1		4	1									9				9							
25	2	4	2	1			3			6		1								9				9							
26	3	4	1	1						2	(認定1)									5			1	6							
計	△11 ₁₂₃	△43 ₃₅₅	△2 ₆₁	△4 ₅₂	△3 ₄₃	△2 ₁₆	△5 ₄₅	△1 ₂₃	△1 ₁₄	△18 ₂₅₄	(認定24) △8 ₁₉	△1 ₃	△1 ₈	△2 ₁₃	△3 ₂₁	△2 ₂₄	△1 ₁₈	△1 ₁₆	△4 ₅₈	△45 ₄₇₈	68	(認定8) △5 ₇		(認定32) △50 ₅₆₃							

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	民俗文化財				記念物				合計	文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	文化的景観（選定）	総合計
		建築物		絵画	彫刻	美術		工書	芸		小計			風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	地名勝	天然記念物	小計						
		件数	棟（基）数			品	書籍		古文書	古資料											歴史資料					
区 分	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12				6	6					▲4 43					▲4 43
	58	7	11		2	1					3				4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19					▲1 19
	59	▲1 11	▲1 15		2						2				5	5			1	1	▲1 19					▲1 19
	60	5	11		2						2		1	1	5	6					14					14
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8				6	3	9				23					23
	62	4	10			2		2			4		2		5	1	6				16					16
	63	1	5												4	1	5				6					6
	元	2	8		1						1		4	2	3	5					12					12
	2	2	2	2							2		1		3	3					8					8
	3	1	1												2	2					3					3
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2	2					▲1 9					▲1 9
	5	1	1												2	2					3					3
	6	2	3												1	1					3					3
	7	2	3												1		1				3					3
	8	1	1												1	1	2				3					3
	9	1	4												1	2	3				4					4
	10	1	2										2		1	1					4					4
	11	1	1				1				1		2		1	1					5					5
	12	1	1													1	1				2					2
	13	1	1												1		1				2					2
	14	1	1													1	1				2					2
	15	1	1												1		1				2					2
	16	1	1																		1					1
	17	2	3																		2					2
	18														1		1				1					1
	19	1	1																		1					1
20	1	1																		1					1	
21															1	1		1		2					2	
22																										
23	1	3							1		1							1	1	3					3	
24	1	2																		1					1	
25	2	4		1							1									3					3	
26																										
計	▲4 90	▲9 155	8	▲2 11	9	1	8	1	2		▲2 40		12	24	46	70		1	▲1 7	▲1 8	▲7 220					▲7 220
合計	△11 ▲4 213	△43 ▲9 510	△2 69	△4 ▲2 63	△3 52	△2 17	△5 53	△1 24	△1 16		△18 ▲2 294	(認定24) △8 19	△1 15	△1 32	△2 59	△3 91	△2 24	△1 19	△1 23	△4 ▲1 66	△45 ▲7 698	(認定8) △5 68		7	10	(認定32) △50 ▲7 783

(注) (1) 建築物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数（棟数）で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数（棟数）で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持（保存）団体の認定数（ ）は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十三集）

平成二十七年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育委員会
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

